

山口市上下水道事業建設工事積算内訳書事後公表要綱

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事に係る工事積算内訳書の事後公表については、山口市建設工事積算内訳書事後公表要綱の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事費内訳書について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事積算内訳書について適用する。